

『2014 債権法総論①』

対象：法学部

■テキスト

2022. 07. 01

訂正

p. 87 13 行目

(変更前) (2) ④主たる債務者が破産し、破産手続きにおいて免責された場合、または、強制和議によって債務の一部が免除された場合においても、保証人の債務は影響を受けない。

(変更後) (正) ④主たる債務者が破産し、破産手続において免責された場合、「免責許可の決定は、破産債権者が破産者の保証人(……)に対して有する権利(……)に影響を及ぼさない」(破産253条2項)。保証をはじめとする担保は、主たる債務者の破産に備えてつけるものだからである。

p. 119 頁下から9行目 2 (2) ②

(変更前) 売主の責めに帰すべき事由による場合は、債務不履行(415条)の問題となる。

(変更後) 売主の責めに帰すべき事由による場合は、本来の給付に向けた債権は実現不能となり消滅するが、債務不履行に基づく損害賠償債権がそれに代わって存続する(415条)。